

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社宮崎太陽銀行		コード	8560
提出日	2022/6/2	異動(予定)日	2022/6/23	
独立役員届出書の提出理由	・ 定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	堀井 洋一郎	社外取締役	○														○		有
2	飯田 三和	社外取締役	○														○		有
3	郷 俊介	社外取締役	○														○		有
4	井上 敬雄	社外取締役	○												△	△			有
5	保田 昌秀	社外取締役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		・ 動物園・水族館を主体とした民間アミューズメント施設の設立・運営に携わってこられたほか、国立大学法人では専門分野の研究にとどまらず、副学長等の要職に就いて大学経営や人材育成にも深く関わってこられました。また、現在では畜産関係企業の学術担当役員としての業務にも従事されています。当行はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、お客さま本位の営業態勢の確立やガバナンス、コンプライアンス強化のため、その知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待できることから社外取締役に選任し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
2		・ 税理士としての高い専門性によって地域の中小企業を支え続けてこられたほか、精通する社会福祉法人や農協法人等の業界においては特に信頼が厚く、業界団体の役員も務めてこられました。当行は、その経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、中小企業経営者さま目線による営業態勢確立に関する示唆のほか、企業会計原則や関係法令等の見地からの監督やアドバイスを行っていただけることが期待できることから社外取締役に選任し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
3		・ 裁判官および弁護士として多くの事案に関わった長い経験の中で、法学家として極めて高い専門性を培ってこられました。当行は、その経験・能力を高く評価しており、同氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合の役割として、豊富な専門知識を監査の分野において経営の監督に反映していただけることや、法令等遵守態勢や内部管理態勢の構築に関する監督やアドバイスも行っていただけることが期待できることから、社外取締役監査等委員に選任し、また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
4	・ 一般預金者としての定期的な取引があり、同様に井上氏が代表者として務めていた宮崎ケーブルテレビ株式会社とは預金や貸出等の定期的な取引がありますが、当行の預金や貸出等に占める取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられます。なお、同氏は2018年6月まで宮崎ケーブルテレビの相談役でありました。 ・ 宮崎ケーブルテレビ株式会社には、当行代表取締役頭取である林田洋二が取締役として就任しております。	・ 地元新聞社の常務取締役として経営に関与されたほか、地元ケーブルテレビ局では代表取締役社長を務められ、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しておられます。当行は、その経験と能力を高く評価しており、同氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合の役割として、会社経営全般やコーポレート・ガバナンス等に関する豊かな知見を取締役職務執行監査に活用していただくことが期待できることから、取締役会の意思決定機能や経営監督機能を適切に担うことができるものとして社外取締役監査等委員に選任し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
5		・ 国立大学法人地域共同研究センターで中小企業の特許・技術相談に長く携わられたほか、現在は私立大学の学長補佐として、地域産業の将来に必要な人材育成に従事されています。同氏は、当行の役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、当行はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、特に地域経済活性化への当行の貢献に関して、その豊かな知見を取締役職務執行監査に活用していただくことが期待できることから、取締役会の意思決定機能や経営監督機能を適切に担うことができるものとして社外取締役監査等委員に選任し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員への指定しております。

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。